

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』
または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1.控除証明書相談チャット（24時間対応）

- ・控除証明書に関するお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。
- ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2023.html>)

二次元
コード

2.ねんきん加入者ダイヤル



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は **（東京）03-6630-2525**

<受付時間>

月～金曜日 午前8：30～午後7：00

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

*土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

●ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。

●「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかかります。

●「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ

- ・ねんきんネットから、控除証明書の再交付申請ができます。
- ・マイナポータルからねんきんネットを利用いただき、再交付申請をすると、電子版の控除証明書を受け取ることができます。
- ・右の二次元コードよりぜひご利用ください。
(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

二次元
コード

お知らせは内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。) 2402 1034 001

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。

- ・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

- ・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。
- ・本証明書は、e-Tax等で利用できる電子版も交付しています。

* 令和6年1月1日以降に納付した保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

<電子版の控除証明書：e-Taxで簡単に確定申告>

1. 既にマイナポータルからねんきんネットを利用している方
・令和5年分は、マイナポータルの「お知らせ」に電子版の控除証明書を既にお送りしています。
2. マイナポータルからねんきんネットを利用していない方
・マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子版の再交付申請を行ってください。

※来年以降、電子版の控除証明書を受け取るには、電子送付の登録手続きをしてください。（この場合、郵送はされなくなり、マイナポータルからメールが届きます。）

※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。
(https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)

二次元
コード

保険料納付は、口座振替が便利でお得！
-安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします-

- 安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
- 簡単 1度の手続でOK！手数料もかかりません
- 便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
- お得 早割・前納を利用してお得な割引

口座振替なら、早割が利用できます。

早割（当月保険料の当月末引落）は、毎月の保険料が50円割引となります。※1

口座振替による前納は、もっとお得です。

保険料を前納すると割引があります。

口座振替による割引額と保険料額の例 ※1

前納方法	前納期間	保険料額（割引額）
口座振替	1年度分	198,240円→194,090円（4,150円割引）
	2年度分	402,000円→385,900円（16,100円割引）
納付書 ^{※2} (スマホ納付含む)及びクレジットカード納付	1年度分	198,240円→194,720円（3,520円割引）
	2年度分	402,000円→387,170円（14,830円割引）

※1 割引額・前納保険料額等は、令和5年度の金額となります。
令和6年度の前納保険料額等については、令和6年2月下旬に告示される予定です。

※2 バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書等）は、コンビニエンスストアによるお支払い及びスマホ納付がご利用いただけません。

口座振替のお申し込み

口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切りです。お早めにお申し込みください。